

福島復興加速化に向けたより確実な対応を求める意見書

東日本大震災と原子力災害から11年余りが経過した。当県では、国内外から多大なる支援を受け、県民はもとより、官民を挙げた懸命の努力により、インフラ整備を始め、復興は目に見える形で着実に進んでいる。

一方で、東京電力第一原子力発電所におけるALPS処理水の処分や特定復興再生拠点区域外への対応など、原子力事故災害からの復興・再生に向けては、中長期的な対応が必要であり、引き続き、国が前面に立って山積する課題解決に向けた取組を具体化し、着実に実行していく必要がある。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 使用済み燃料や燃料デブリを含む放射性廃棄物について、原子力政策を推進してきた国の責任において処分方法の具体的な議論を進め、県外において適切に処分すること。
- 2 福島第二原子力発電所の廃炉は、第一原子力発電所の事故に伴うものであることから、安全かつ着実な廃炉はもとより、使用済み燃料の処分方法の具体的な議論を進め、県外において適切に処分すること。
- 3 ALPS処理水の処分について、新たな風評が生じることを懸念する声が多い中、国による国内外での徹底的な理解醸成はもとより、県や市町村が独自に取り組む地域の魅力の継続的な発信や、地域が主体となった情報発信を行うための交付金等について、十分な財源の確保と更なる柔軟な運用を図ること。
- 4 水産業については、ALPS処理水の処分に伴う風評が強く懸念されており、また、令和3年3月までの操業自粛などにより、近隣の県に比べて漁業生産量の回復が大幅に遅れていることから、水産業全体を捉えた総合的かつ強力な対策と長期にわたる十分な財源を確保すること。
- 5 特定復興再生拠点区域外における、帰還意向のない住民の土地・家屋等の扱いについては、一日も早い帰還困難区域の全ての避難指示解除に向け、早期に方針を示すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年10月6日

衆	議	院	議	長	
参	議	院	議	長	
内	閣	総	理	大	臣
農	林	水	産	大	臣
経	済	産	業	大	臣
環	境		大	臣	
復	興		大	臣	

宛て

福島県議会議長 渡辺義信